

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名3248番地
--------------	-----------------

を

「

沖縄県立与勝緑が丘中学校 沖縄県立球陽中学校 沖縄県立開邦中学校	うるま市勝連平安名3248番地 沖縄市南桃原一丁目10番1号 南風原町字新川646番地
--	---

に改める。」

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

沖縄県立球陽中学校及び沖縄県立開邦中学校を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。